

## 競争入札における設計違算に関する取扱いについて

四街道市公告第258号

四街道市発注の競争入札における透明性及び公正性を確保するため、設計違算が判明した場合の取扱いは、原則として以下のとおりとします。

### 1. 定義

- (1) この取扱いにおいて「設計違算」とは、設計図書における単価の適用誤り、数量の誤り、費用の計上漏れ、文言の記述誤り等による設計金額の誤りをいいます。
- (2) この取扱いにおいて「設計違算が軽微な場合」とは、当初の設計金額と設計違算を訂正し積算した設計金額の差額が、当初設計金額の5%以下であり、かつ、四街道市財務規則（平成30年四街道市規則第2号）第107条の表に掲げる契約の種類に定める額以下である場合をいいます。

### 2. 設計違算が判明した場合の取扱い

- (1) 公告後から開札前までの間に判明した場合入札の公告後から開札前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札の手続を中止します。ただし、次のいずれにも該当する場合は、入札の手続を続行するものとします。
  - (ア) 設計違算が軽微な場合
  - (イ) 設計違算の契約上の取扱いを入札参加者に通知することにより、入札の透明性及び公正性が確保できると認められる場合
- (2) 開札後から落札者決定前までの間に判明した場合  
開札後から落札者決定前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を不調とします。ただし、次のいずれにも該当する場合は、入札の手続を続行するものとします。
  - (ア) 設計違算が軽微な場合
  - (イ) 落札候補者に変更が生じない場合
  - (ウ) 設計違算の契約上の取扱いを入札参加者に通知することにより、入札の透明性及び公正性が確保できると認められる場合
- (3) 落札者決定後から契約締結前までの間に判明した場合
  - (ア) 落札者決定後から契約締結前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を不調とし、及び落札者の決定を取り消すものとします。ただし、次のいずれにも該当する場合は、契約の手続を続行するものと

します。

- ① 設計違算が軽微な場合
  - ② 落札者に変更が生じない場合
  - ③ 設計違算の契約上の取扱いを入札参加者に通知することにより、入札の透明性及び公正性が確保できると認められる場合
- (イ) 2(3)(ア)本文の場合において、落札者に損害を及ぼしたときは、市長は、その損害を賠償するものとします。
- (4) 契約締結後に判明した場合
- (ア) 契約締結後に設計違算があったことが判明した場合は、契約の相手方と協議し、契約を解除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、設計違算の契約上の取扱いを入札参加者に通知し、変更契約を締結するものとします。
- ① 契約の解除が及ぼす影響、契約の履行状況等を考慮すると契約を解除し難い場合
  - ② 設計違算が軽微な場合で、かつ、落札者の決定に変更が生じない場合
- (イ) 2(3)(ア)本文の場合において、契約の相手方に損害を及ぼしたときは、市長は、その損害を賠償するものとします。

### 3. 設計違算の公表

2(2)若しくは(3)の場合で入札を不調としたとき又は2(4)の場合は、プレスリリースにより公表するものとします。

### 4. 予定価格書等に誤りがあった場合の取扱い

予定価格、最低制限価格、調査基準価格、失格基準価格等の設定の誤りについても、設計違算が判明した場合と同様の取扱いとします。

### 附則

(施行期日)

- 1. この公告は、平成31年1月4日から施行し、同日以後に判明した競争入札の設計違算から適用する。